

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県教育委員会は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県教育委員会

公表日

令和7年3月17日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行う。そのうち、特定個人情報を取扱う事務としては、手当の新規請求、額の改定請求および現況届の審査事務である。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表 第81の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表106の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁教育総務部財務課教育給与支給班
②所属長の役職名	教育庁教育総務部財務課課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	●福岡県教育庁教育総務部財務課教育給与支給班 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3861 ●福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県教育庁教育総務部財務課教育給与支給班 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3861
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確實に実施したことの確認を複数人で行っている。

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月15日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／①部署	総務部総務課教育給与支給班	教育庁教育総務部財務課教育給与支給班	事後	組織改編及び人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年5月15日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所屬長	総務部総務課長 日高 公徳	教育庁教育総務部財務課長 石橋 裕次	事後	組織改編及び人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年5月15日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県教育庁総務部総務課教育給与支給班 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3861	福岡県教育庁教育総務部財務課教育給与支給班 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3861	事後	組織改編及び人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所屬長 教育庁教育総務部財務課長 石橋 裕次	②所屬長の役職名 教育庁教育総務部財務課長	事後	新様式への変更
令和1年5月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日時点	いつの時点の計数か 令和1年5月1日時点	事後	
令和1年5月15日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か 500人未満	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か 500人以上	事後	
令和1年5月15日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日時点	いつの時点の計数か 令和1年5月1日時点	事後	
令和1年5月15日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和5年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	評価対象の事務の対象人数は何人か 1,000人以上1万人未満	評価対象の事務の対象人数は何人か 1万人以上10万人未満	事後	
令和5年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和1年5月1日時点	いつの時点の計数か 令和5年2月14日時点	事後	
令和5年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か 500人以上	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か 500人未満	事後	
令和5年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和1年5月1日時点	いつの時点の計数か 令和5年2月14日時点	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第一 第56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表 81の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第74の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表42項	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和5年2月14日時点	いつの時点の計数か 令和6年2月5日時点	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和5年2月14日時点	いつの時点の計数か 令和6年2月5日時点	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策			事後	新様式への変更